

○「債権管理回収業分野における個人情報保護に関するガイドライン（案）」からの変更点（以下の傍線部）

変 更 後	変 更 前
<p>第2 用語の定義（法第2条関係）</p> <p>5 本人の同意 以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。 債権回収会社は、法第18条、第27条、第28条及び第31条第1項第1号（債権回収会社が個人関連情報取扱事業者から回項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合に限る。）に規定する本人の同意を得る場合には、原則として、書面によることとする。</p>	<p>第2 用語の定義（法第2条関係）</p> <p>5 本人の同意 以下の事項の他は通則ガイドラインの例による。 債権回収会社は、法第18条、第27条、第28条及び第31条第1項第1号（債権回収会社が個人関連情報取扱事業者から法第31条第1項の規定による個人関連情報の提供を受けて個人データとして取得する場合に限る。）に規定する本人の同意を得る場合には、原則として、書面によることとする。</p>
<p>第9 保有個人データの開示等に関する義務</p> <p>2 (2) イ (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>企業秘密の保護の必要性が、本人が個人情報取扱事業者における保有個人データの取扱い等を把握する必要性を上回る特別の事情がある場合</u> 	<p>第9 保有個人データの開示等に関する義務</p> <p>2 (2) イ (例)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>保有個人データを開示することにより、企業秘密にかかわる事項が明らかになるような場合</u>
<p>第9 保有個人データの開示等に関する義務</p> <p>3 保有個人データの利用停止等（法第35条関係） 債権回収会社は、サービス法第20条で定める法定帳簿の内容として一定期間保存することが義務付けられている保有個人データについて、本人から、法第35条第5項に基づき保有個人データの消去を求められた場合、<u>同項の要件を満たさず場合であっても、サービス法第20条を遵守するため、これを遅滞なく消去するのではなく、これに代わるべき措置として、法令上の保存期間の終了後に消去することを約束する等の代替措置を講じる必要があることに注意する。</u></p>	<p>第9 保有個人データの開示等に関する義務</p> <p>3 保有個人データの利用停止等（法第35条関係） 債権回収会社は、サービス法第20条で定める法定帳簿の内容として一定期間保存することが義務付けられている保有個人データについて、本人から、法第35条第5項により、<u>保有個人データの消去の請求を受けた場合においては、サービス法第20条を遵守するため、これを遅滞なく消去するのではなく、これに代わるべき措置として、法令上の保存期間の終了後に消去することを約束する等の代替措置を講じる必要があることに注意する。</u></p>

第11 個人情報保護に関する宣言の制定

- 2 個人情報保護宣言には、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態に応じて、次に掲げる点に考慮した記述をできるだけ盛り込むこととする。

第11 個人情報保護に関する宣言の制定

- 2 個人情報保護宣言には、消費者等、本人の権利利益保護の観点から、事業活動の特性、規模及び実態に応じて、次に掲げる点に考慮した記述をできるだけ盛り込むこととする。